

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年一月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

路線名	一般国道百二十五号
供用開始の区間	久喜市佐間字西二一八番二地先から同市高柳字十王二三一〇番八地先まで
供用開始の期日	令和二年一月二十四日
備考	平成二十二年十一月二十六日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 一〇四・八九メートル